

手続開始の公示（説明書）

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

令和元年 12 月 25 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社長 田中 直樹

次のとおり公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という）が配布した競争参加希望者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達機関番号	417
1-2. 所在地番号	01
1-3. 品目分類番号	41、42
1-4. 契約件名（工事名）	道央自動車道 大谷地地区橋梁リニューアル工事
1-5. 契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社長 田中 直樹
1-6. 契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 (電話) 011-896-5777
1-7. 競争契約の方法	公募型プロポーザル方式
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9. 見積書の提出方法	設計業務 持参 建設工事 持参
1-10. 契約保証	設計業務 必要 … 競争参加希望者に対する指示書[24]を参照のこと 建設工事 必要 … 競争参加希望者に対する指示書[24]を参照のこと
1-11. 契約書の作成	設計業務 必要（電子契約による） … 競争参加希望者に対する指示書[26]を参照のこと 建設工事 必要（電子契約による） … 競争参加希望者に対する指示書[26]を参照のこと
1-12. 契約図書	

(1) 道央自動車道 大谷地地区橋梁リニューアル工事（以下「本工事」という。）の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

① 手続開始の公示(説明書)	本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
② 標準契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等請負契約書】及び【土木工事請負契約書】を使用すること
③ 競争参加希望者に対する指示書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
④ 共通仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【調査等共通仕様書】及び【土木工事共通仕様書】を使用すること
⑤ 特記仕様書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑥ その他契約(発注用)図面等	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑦ 金抜設計書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑧ 競争参加資格確認申請書	本書の別紙様式 1 のとおり
⑨ 技術提案書	本書の別紙様式 4 のとおり
⑩ 設計及び工事参考見積書	設計業務 本書の別紙様式 6-1 のとおり 建設工事 本書の別紙様式 6-2 のとおり
⑪ 基本協定書案	本書の別添 1 (基本協定書案) のとおり
⑫ 見積書	上記③競争参加希望者に対する指示書様式 1 のとおり
(2)	競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争に参加しなければならない。
(3)	競争参加希望者は、上記(1)の①から⑫に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。 ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法 (CD-R 配布等) により交付するので、上記 1-6. 「契約担当部署」へその旨申し出ること。 契約図書の交付期間及び時間は、令和元年 12 月 25 日 (水) ~ 令和 2 年 2 月 21 日 (金)までの休日を除く 10 時から 16 時とする。

第 2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1. 工事概要

(1) 工事場所	自) 札幌市厚別区上野幌 至) 札幌市白石区北郷
(2) 工事等内容	<p>①設計業務</p> <p>1) 設計延長 L=2.3 km、上部工拡幅設計 一式、下部工拡幅設計 一式、基礎工設計 一式、床版取替設計 一式、仮設構造物設計 一式、附帯工設計 一式</p> <p>2) 設計業務履行期間 契約保証取得の日の翌日から 720 日間</p> <p>3) 本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。</p> <p>②建設工事</p>

- 1) 工事概算数量
 - イ) 下部工部分

橋脚 約 130 基
 - ロ) 上部工拡幅部分

上部工拡幅 約 3,500m²
(R C 橋 約 2,200m²、P C 橋 約 600m²、鋼橋 約 700m²)
 - ハ) 床版取替部分

床版取替 約 6,000m²
床版防水 約 34,500m²
塗替塗装 約 33,000m²

2) 工期

契約保証取得の日の翌日から優先交渉権者との価格等の交渉により合意した期間。ただし、上記 1)に示すすべての工事は令和 7 年度末までに完了させるものとする。

3) 建設工事の契約

①に示す設計業務の進捗に応じて、②1)イ)～ハ)に示す施工部分（以下「施工部分」という。）ごとに、優先交渉権者との価格等の交渉等を行い、交渉が成立した場合は、その施工部分ごとに建設工事の契約を締結するものとする。

(3) 参考額及び参考工期

建設工事に先立って実施する設計業務の規模は 10 億円程度（税込み）を想定している。なお、設計業務の参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内の契約を要するものではない。

また、建設工事の参考額及び参考工期は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。

(4) その他

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）のうち「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に示す設計交渉・施工タイプの対象工事である。

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

競争参加者とは、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（競争参加希望者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記 4-5. に示す技術提案書の提出期間の最終日において、下記①又は②のいずれかに該当する者であること。
 - ① 単体で競争参加する場合

工事種別「土木工事」、「P C 橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工種に係る競争参加資格の再認定を受けていること。以下、本項 3-1(2)において同じ。）で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が「土木工事」については 1500 点以上、「P C 橋上部工工事」については 1300 点以上、「鋼橋上部工工事」については 1300 点以上、「橋梁補修工事」については 1200 点以上の者であること（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、「土木工事」については 1500 点以上、「P C 橋上部工工事」については 1300 点以上、「鋼橋上部工工事」については 1300 点以上、「橋梁補修工事」については 1200 点以上であること）。

② 特定建設工事共同企業体・乙型（分担施工方式）（以下「特定 JV」という。）を構成して競争参加する場合

次の 1)から 4)のすべてを満たす構成となっていること。また、構成員の数は、2 者から 12 者（工事種別ごとに最大 3 者）とし、「土木工事」、「P C 橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」のうちの複数の工事種別の構成員を兼ねることができるものとする。なお、特定 JV を構成するすべての構成員が記 3-1 の条件を満たすこと。

1) 土木工事を施工する者

本工事のうち工事種別「土木工事」に係る施工を行う 1 者から 3 者すべての者が、工事種別「土木工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が 1 者の場合：1500 点以上
- ・施工を行う者が 2 者又は 3 者の場合：1400 点以上

2) P C 橋上部工工事を施工する者

本工事のうち工事種別「P C 橋上部工工事」にかかる施工を行う 1 者から 3 者すべての者が、工事種別「P C 橋上部工工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が 1 者の場合：1300 点以上
- ・施工を行う者が 2 者又は 3 者の場合：1200 点以上

3) 鋼橋上部工工事を施工する者

本工事のうち工事種別「鋼橋上部工工事」にかかる施工を行う 1 者から 3 者すべての者が、工事種別「鋼橋上部工工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が 1 者の場合：1300 点以上
- ・施工を行う者が 2 者又は 3 者の場合：1200 点以上

4) 橋梁補修工事を施工する者

本工事のうち工事種別「橋梁補修工事」に係る施工を行う 1 者から 3 者すべての者が、工事種別「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が 1 者の場合：1200 点以上

- 施工を行う者が 2 者又は 3 者の場合：1100 点以上

(3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。

(4) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

ただし、審査基準日の翌日から、建設工事に係る契約相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）においては、NEXCO 東日本が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。

(5) 審査基準日において、平成 16 年度以降に元請としての完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、施工実績として記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ) 又はロ) に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

① 単体で競争参加する場合：下記の施工実績をすべて有すること。

同種工事 a 車体高さ 8 m 以上のコンクリート橋脚の工事

同種工事 b オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事

同種工事 c R C 床版橋（中空床版橋を含む）を架設した工事

同種工事 d P C (P R C) 橋を架設した工事

同種工事 e 鋼橋の工場製作

同種工事 f 鋼橋を架設した工事

同種工事 g 道路橋における下記のイ) 又はロ) いずれかの施工実績

イ) プレキャスト P C 床版又は場所打ち P C 床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ロ) P C 上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事 h 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

② 特定 J V を構成する場合

1) 土木工事を施工するすべての者が下記同種工事 a ~ c の実績を有すること。

同種工事 a 車体高さ 8 m 以上のコンクリート橋脚の工事

- 同種工事 b オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事
- 同種工事 c R C 床版橋（中空床版橋を含む）を架設した工事
- 2) P C 橋上部工工事を施工するすべての者が下記同種工事 d の実績を有すること。
- 同種工事 d P C (P R C) 橋を架設した工事
- 3) 鋼橋上部工工事を施工するすべての者が下記同種工事 e ~ f の実績を有すること。
- 同種工事 e 鋼橋の工場製作
- 同種工事 f 鋼橋を架設した工事
- なお、鋼橋上部工工事を施工する構成員が複数ある場合、同種工事 e の施工実績はいずれかの構成員が有していればよいものとする。ただし、この場合、本工事における鋼橋の工場製作は施工実績があるとした構成員が行わなければならない。
- 4) 橋梁補修工事を施工するすべての者が下記同種工事 g ~ h の実績を有すること。
- 同種工事 g 道路橋における下記の i) 又は ii) いずれかの施工実績
- i) プレキャスト P C 床版又は場所打ち P C 床版による床版の新設又は取替を実施した工事
- ii) P C 上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事
- 同種工事 h 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事
- なお、橋梁補修工事を施工する構成員が複数ある場合、同種工事 h の施工実績はいずれかの構成員が有していればよいものとする。
- (6) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- ただし、特定 J V の場合は、特定 J V を構成するいずれかの構成員が設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良く、設計管理技術者と照査技術者は同一の構成員の所属である必要はない。
- ① 資格要件
- 設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示す a から c のいずれかの資格を有すること。
- なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。）以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。
- a 技術士[総合技術監理部門（建設一鋼構造及びコンクリート）]又は[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - b RCCM（鋼構造及びコンクリート）に合格し、RCCM 資格制度による登録を行っている者。
なお、RCCM に合格している者が、RCCM 資格制度による登録ができない立場にいる者についても RCCM と同等の能力を有している者として認めるものとする。
 - c 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）資格を有する者で次の i) ~ ii) のいずれかに該当する者
 - i) 特別上級土木技術者、上級土木技術者及び 1 級土木技術者（コース A）の資格分野は「鋼・コンクリート」
 - ii) 上級土木技術者及び 1 級土木技術者（コース B）の資格分野は「鋼・コンクリート」又は「橋

梁」

- (7) 特定 J V を構成する場合は、審査基準日において次に示す事項をすべて満たすこと。
- ① すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が 5 年以上であること。ただし、許可を有してからの営業年数が 5 年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
 - ② 「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」の案（競争参加希望者に対する指示書書式1-2。以下「協定書案」）が提出されていること。
 - ③ 「土木工事」、「P C 橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」又は「橋梁補修工事」において構成員が複数となる工事種別（以下「複数構成員工事種別」という。）がある場合は、各複数構成員工事種別に係るすべての構成員が、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上の出資比率を有し、かつ当該構成員の出資の割合を確認することができる合意書等（複数構成員工事種別ごとにすべての構成員の代表者が記名押印したものをいい、以下「出資割合合意書等」という。）の案が提出されていること。
- (8) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事を監督する部署の施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと。又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。
- ・施工管理業務の請負人
 - ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成 31 年度）土木施工管理業務（請負人：株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道）
 - ・札幌管理事務所管内施工管理業務（請負人：株式会社横浜コンサルティングセンター）
 - ・道央自動車道 大谷地地区施工管理業務（請負人：未定）
- (9) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争参加希望者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

 - 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。また、技術資料の作成にあたっては、別記1「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、次に示すすべての書類の提出がない場合、押印漏れや記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載をした場合は、競争参加資格がないと認め、以後の契約手続きに参加することはできないので注意すること。

申請書（様式）	作成に係る留意事項
(様式 1) 競争参加資格確認申請書	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること ◇その他補足事項については、競争参加希望者に対する指示書[8]〔3〕①を参照のこと
(様式 2) 技術資料 企業の同種工事実績	◇上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること ◇特定JV の場合は構成員毎に上記 3-1. (5) に示す「同種工事」を満たす競争参加希望者の施工実績を記載すること
(様式 2) 技術資料 配置予定設計管理技術者 及び照査技術者の資格	◇上記 3-1. (6). ① に示す「資格要件」を満たす設計管理技術者及び照査技術者について記載すること
特定建設工事 共同企業体協定書(乙)案	◇特定JV により本件への参加を希望する競争参加希望者は、協定書案を競争参加希望者に対する指示書[8]及び指示書式1-2に基づき作成すること
出資割合合意書等案	◇複数構成員工事種別がある場合は、当該構成員の出資の割合を確認することができる合意書等の案を作成すること（様式自由）

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成に係る留意事項及び補足事項として、競争参加希望者に対する指示書[8]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請書

- (1) 競争参加希望者は、上記 3-2. で作成した申請書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。
- ① 提出期間 手続開始の公示日から令和 2 年 2 月 21 日（金）16 時まで
 - ② 申請場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
 - ③ 申請方法 郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（申請期間内に必着のこと）
 - ④ 申請書類 上記 3-2. 「競争参加資格確認申請書の作成」により作成した「申請書」
 - ⑤ 提出部数 4 部（正 1 部、写 3 部）

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、上記 3-2. 「申請書の作成」に係る留意事項のほか競争参加希望者に対する指示書[8]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※競争参加資格確認結果通知予定日 令和 2 年 3 月 4 日（水）

- (2) 上記(1)に示す競争参加資格確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求に係る事項については、当該競争参加資格確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、競争参加希望者に対する指示書[9]及び[10]を参

照のこと。

第4 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）

4-1. 技術提案交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の概要

- (1) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する方式である。
- (2) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）では、契約の内容が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では優先交渉権者と設計業務の契約を締結する。優先交渉権者とは設計業務の契約と同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。
- (3) 価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合わせを実施した上で、優先交渉権者と建設工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

4-2. 資料作成説明

手続開始の公示から競争参加資格確認申請書の提出期間の最終日までの間において、競争参加に必要な資料の作成等に関する説明（以下「資料作成説明」という。）を以下のとおり会社毎に実施する。なお、説明資料については実施期間の初日にNEXCO 東日本のホームページ上で公表する。ただし、上記1-12(1)に示す図書は配布しないので参加者において持参すること。

- (1) 参加資格 次に示す①～②の条件をすべて満たすこと。
 - ① NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」のうち下記のいずれかを満たす者。
 - i) 工事種別「土木工事」の資格を有し経営事項評価点数が 1400 点以上の者
 - ii) 工事種別「P C 橋上部工工事」の資格を有し経営事項評価点数が 1200 点以上の者
 - iii) 工事種別「鋼橋上部工工事」の資格を有し経営事項評価点数が 1200 点以上の者
 - iv) 工事種別「橋梁補修工事」の資格を有し経営事項評価点数が 1100 点以上の者
 - ② 上記 3-1. (3) の条件のうち、「審査基準日」とあるのは「(4) 申込期間の最終日」と読み替えて条件を満たすこと。
 - (2) 参加の方法 資料作成説明を希望する場合は、会社毎（特定 J V を想定している場合もそれぞれの会社単位毎）に書面（別添 2（説明会申込書））（以下「申込書」という。）を申込先へ郵送（書留郵便若しくは信書便）又は F A X により申し込む（申込期間内に必着のこと）ものとする。なお、F A X により申し込みを行う場合、申込先へ受信の確認を行うこと。
 - (3) 参加人数 最大 4 名までとし、申込者に所属する者であること。
 - (4) 申込期間 手続開始の公示日から令和 2 年 1 月 10 日（金）16 時まで（行政機関の休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）
 - (5) 申込先 上記 1-6. 「契約担当部署」
 - (6) 実施期間 実施期間は、令和 2 年 1 月 20 日（月）、1 月 22 日（水）から 1 月 24 日（金）、1 月 27 日（月）、1 月 29 日（水）から 1 月 31 日（金）を予定している。

- (7) 日時及び場所 詳細な日時及び場所については、申込書に記載された担当者あてに連絡する。なお、実施日は原則として申し込み順により決定する。
- (8) その他 説明は、日本語のみで実施する。

4-3. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		配点
小項目	具体的な評価項目	
設計業務の実施方法に関する提案能力	業務目的、現地条件、与条件に対する理解 提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解 技術提案・交渉方式に対する理解	20 点
施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力	下部工及び基礎工施工時において、交差道路や交差河川への影響を最小化するための施工計画を立案する際の留意点	20 点
	鋼橋の上部工拡幅において、交差道路や交差河川及び隣接する連続高架橋の立地条件を踏まえて施工ヤードを最小化するための施工計画を立案する際の留意点	20 点
構造体としての安全性を確保する工法等の提案能力	下部工の拡幅において、コンクリート構造物の接合部分の長期耐久性を確保するための工夫を立案する際の留意点	20 点
	P C 橋の上部工拡幅において、新旧コンクリート構造物の接合部分の長期耐久性を確保するための工夫を立案する際の留意点	20 点
コスト縮減に有効な工法等の提案能力	床版取替において、安全かつ合理的な構造を確保した上で、コストを縮減するための工夫を立案する際の留意点	20 点
		120 点

4-4. 技術提案書等の作成

競争参加者は、次に示す技術提案書等を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別記 2「技術提案書等作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
（様式 3） 技術提案書等の提出書	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること。
（様式 4-1～4-6） 技術提案書	◇具体的な評価項目ごとに A4 サイズ 1 枚（片面 1 頁）を限度として提案を行うこと。文字の大きさは 10 ポイント以上とし、図表を含んでもよいが判読可能であること。

	◇技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、A3 サイズ 1 枚（片面 1 頁）以内で添付することができる。 ◇上記の枚数を超える場合は技術評価点の加点を行わない。
(様式 5) 設計業務実施体制	◇設計管理技術者及び照査技術者は競争参加資格確認申請書に記載した技術者を記載すること。 ◇設計の実施体制（役割、分担構成など）が明確となるように記載すること。
(様式 6-1、6-2) 参考見積書	◇設計及び工事についてそれぞれの様式に従って記載すること。
(様式 7) 工事工程表	◇指定の様式に従って記載すること。

4-5. 技術提案書等の提出

競争参加者は、技術提案書、設計業務実施体制、設計及び工事参考見積書並びに工事工程表を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和 2 年 5 月 20 日(水)16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-6. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（申請期間内に必着のこと）
- ④ 提出部数 5 部（正 1 部、写 4 部）

4-6. 技術提案ヒアリング（技術対話）

- (1) 技術提案書の提出を行った競争参加者（以下「提案者」という。）に対し、個別に、技術提案の内容に係るヒアリング（以下「技術対話」という）を行うので、提案者はこれに応じなければならない。
- (2) 技術対話の実施日時は、令和 2 年 6 月 15 日（月）から令和 2 年 6 月 19 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式 1）に記載された提案者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) 技術対話の実施に関しては以下のとおりとする。
 - ① 技術対話の範囲は、技術提案に関する事項を基本とする。
 - ② 技術対話はすべての提案者と 1 回以上、対面方式により行う。
 - ③ 提案者側の技術対話の出席者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できる者とし、工事種別ごとに 2 名以内で最大 8 名までとする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。
 - ④ 提案者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。
 - ⑤ 提案者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。
 - ⑥ 技術対話の過程において、設計図書を補足すべき事項が確認された場合には、提案者間の公平性確保のため、その都度、すべての提案者に対して周知を行う。
 - ⑦ 技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認したうえで必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満

たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該提案者の競争参加資格がないものとして取り扱う。

- ⑧ 技術対話により双方が合意した事項を対話の場で提案者と確認を行う。
- ⑨ 当社による改善要請だけでなく、提案者からの自発的な技術提案の改善についても受け付ける。
- ⑩ 技術提案書及び当該技術提案に基づく設計及び工事参考見積書に加えて、必要に応じて見積条件書等の提出を求める場合がある。

4-7. 改善技術提案書・改善技術提案書に基づく設計及び工事参考見積書の提出

- (1) 技術対話の結果、当社が提案者に対し技術提案の改善を求めた場合、又は提案者から技術提案の改善希望があった場合、提案者は、次に示すとおり改善技術提案書、当該改善技術提案に基づく設計及び工事参考見積書並びに工事工程表を提出するものとする。

- ① 提出期限 令和2年7月10日（金）16時まで
- ② 提出場所 上記4-5.「技術提案書等の提出」のとおり
- ③ 提出方法 上記4-5.「技術提案書等の提出」のとおり

4-8. 技術提案の評価等

契約責任者は、提出された技術提案等に対して、次に示すとおり評価を行う。

評価項目	評価方法等			
技術提案	技術提案の評価は、具体的な評価項目ごとにNEXCO東日本の各評価者が下表の評価基準に基づき採否及び評価点の付与を行い、以下に示す方法で評価点を算出する。 ①各評価者が具体的な評価項目に対する提案を下表に示す評価基準に基づき評価を行う。 ②具体的な評価項目ごとに各評価者の評価値の合計を評価者数で除して、具体的な評価項目ごとの評価値を算出する（小数第4位を切り捨てとする）。			
小項目	具体的な評価項目		評価基準	配点
設計業務の実施方法に関する提案能力	業務目的、現地条件、与条件に対する理解	優	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等を十分に理解し、業務の内容、規模、課題、不確定要素に応じた設計業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。	20点
	提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解	良	業務目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模等に応じた設計業務の実施方針、実施手順、実施体制等が示されている。	10点
	技術提案・交渉方式に対する理解	可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
		不適格	必要事項が記載されていないなど妥当でない。	非選定
施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力	下部工及び基礎工施工時において、交差道路や交差河川への影響を最小化するための施工計画を立案する際の留意点	優	現地条件等を踏まえ、交差道路や交差河川の切り回し等の影響を最小化する施工方法や留意点等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。	20点
		良	現地条件等を踏まえ、狭小施工ヤードに対応する工法等が示されている。	10点
		可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点
		不適格	必要事項が記載されていないなど妥当でない。	非選定
	鋼橋の上部工拡幅において、交差道路や交差河川及び隣接する連続高架	優	現地条件等を踏まえ、狭小施工ヤードに対応した設備配置や地組立、桁架設等の施工能力に関して優位な施工方法や留意点等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案	20点

橋の立地条件を踏まえて施工ヤードを最小化するための施工計画を立案する際の留意点		となっている。		
	良	現地条件等を踏まえ、狭小施工ヤードに対応する工法等が示されている。	10点	
	可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0点	
	不適格	必要事項が記載されていないなど妥当でない。	非選定	
構造体としての安全性を確保する工法等の提案能力	下部工の拡幅において、コンクリート構造物の接合部分の長期耐久性を確保するための工夫を立案する際の留意点	優	現地条件等を踏まえ、構造物の一体化及び工期に関して優位な施工方法や留意点等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。	
		良	現地条件等を踏まえ、構造物の一体化に対応する工法等が示されている。	
		可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	
		不適格	必要事項が記載されていないなど妥当でない。	
P C 橋の上部工拡幅において、新旧コンクリート構造物の接合部分の長期耐久性を確保するための工夫を立案する際の留意点		優	現地条件等を踏まえ、構造物の一体化及び工期に関して優位な施工方法や留意点等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。	
		良	現地条件等を踏まえ、構造物の一体化に対応する工法等が示されている。	
		可	不適切ではないが、一般的な事項となっている。	
		不適格	必要事項が記載されていないなど妥当でない。	
コスト縮減に有効な工法等の提案能力	床版取替において安全かつ合理的な構造を確保した上で、コストを縮減するための工夫を立案する際の留意点	優	現地条件等を踏まえ、安全かつ合理的な構造を確保した上で、コスト及び工期に関して優位な施工方法や留意点等が示され、類似実績、提案内容の適用上の課題、想定される不確定要素、課題・不確定要素への対応策が明示された提案となっている。	
		良	現地条件等を踏まえ、安全かつ合理的な構造が示されている。	
		可	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	
		不適格	必要事項が記載されていないなど妥当でない。	
◇留意事項				
①各評価項目に対する記載内容の一部が不適切である場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。				
②不適切とした以外の全ての記載内容は履行義務を負うものとする。				
③各評価項目のいずれかにおいて、記載内容の全てを不適格とした場合は非選定とする（優先交渉権者・交渉権者として選定しない）。				
④添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不適格と評価する。				
⑤技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。				
⑥過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、他の技術提案と比較して優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。				
⑦技術提案の内容については、構造が成立する見込みの提案内容とすること。なお、技術提案時には構造成立性は求めない。				
⑧工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされないおそれがないよう留意する。				
設計業務実施体制	設計業務実施体制が下記に該当する場合は（優先）交渉権者として選定しない。 ①再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持にかかる部分である場合。なお、「主たる部分」・「秘密の保持にかかる部分」とは、次のことをいう。			

- ・「主たる部分」：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分
 - ・「秘密の保持にかかる部分」：調査等共通仕様書 1-49-2 に示す部分
- ②設計業務の実施体制・分担構成が、不明瞭又は不自然な場合若しくは不適当である場合

4-9. 優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定

- (1) 優先交渉権者は、提案者から提出された技術提案書の評価を上記 4-8. 「技術提案の評価等」に基づき行い、技術評価点が最上位である者を選定のうえ通知する。また、技術対話において競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく通知する。

※優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定通知予定日 令和 2 年 8 月 12 日（水）

- (2) 上記(1)で非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明請求をすることができる。
なお、説明請求に係る事項については、当該非選定通知において示す。

4-10. 基本協定の締結に関する事項

設計業務の契約にあわせて、設計業務完了後の建設工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を締結する。

4-11. 設計業務の契約相手方の決定

- (1) 優先交渉権者は、次に示すとおり設計業務に係る見積書を作成し、下記(2)で指定する期日までに提出すること。見積合わせの結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積りである場合に、契約の相手方として決定する。

契約の相手方は、留意事項として、競争参加希望者に対する指示書[19]を参照のこと。

- ① 「見積書」 … 競争参加希望者に対する指示書[11]を参照のこと
 (2) 設計業務見積合わせの日時及び場所

設計業務見積合わせの日時及び場所は優先交渉権者に通知する。

4-12. 価格等の交渉

- (1) 優先交渉権者は、設計業務の進捗に応じて契約責任者が施工部分ごとに交付する工事設計図書に対応する工事費見積書、工事費内訳書及び見積条件書等の費用に関する資料（以下「工事費見積書等」という。）を提出する。

- (2) 工事費見積書等は、設計業務期間中においても、優先交渉権者から適宜提出を求め、必要に応じて評価及び協議を実施する。

- (3) 契約責任者と優先交渉権者は、設計業務に関する協議・交渉の過程で確認された事項や設計成果等に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ① 見積額の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関する交渉を行い、合意条件を確認する。
- ② 積算基準類等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ③ 優先交渉権者は、交渉後、見積条件や見積額の変更の有無にかかわらず、契約責任者が指定する施工部分に対する最終工事費見積書及び最終工事費内訳書（以下「最終工事費見積書等」という。）を提出する。
- ④ 価格等の交渉を経ても、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、当該施工部分にかかる交

涉を不成立とし、優先交渉権者を当該施工部分以降の建設工事の契約の相手方としないものとする。

- ⑤ 建設工事の契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

4-13. 価格等の交渉の成立・不成立時に関する事項

- (1) 優先交渉権者と全ての施工部分の価格等の交渉が成立した場合、優先交渉者として特定した旨を通知する。また、次順位以降の交渉権者に対しては、その理由を付して非特定の通知を行う。
- (2) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合（建設工事の一部分が不成立となった場合を含む）、非特定となった旨とその理由を通知する。また、技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知し、価格等の交渉の意思を確認したうえで、基本協定及び設計業務契約の締結並びに価格等の交渉を行う。

4-14. 優先交渉権者との建設工事の随意契約

- (1) 優先交渉権者は、建設工事の随意契約の手続きに移行するにあたり、契約責任者からの依頼に基づき、建設工事（契約責任者が指定する施工部分）に係る見積書を提出する。
- (2) 契約責任者は、優先交渉権者と建設工事（契約責任者が指定する施工部分）の契約に係る見積合せを行い、工事請負契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者は、設計成果を基に価格等の交渉後に提出した最終工事費見積書等に基づいた見積書を提出しなければならないものとし、見積合せ時における技術提案の更なる変更は認めないものとする。また、見積額は、最終工事費見積書等に記載された当該項目毎の金額を上回らない限り変更することができる。

4-15. 技術提案の履行に関する事項

- (1) 設計業務に係る技術提案項目については、設計業務に反映させるものとする。また、建設工事に係る技術提案項目については、技術対話時や設計業務に関する協議・交渉の過程で、その採用が認められなかつた項目を除き履行するものとする。また、受注者の責により技術提案が未履行の場合には、修補、損害賠償を請求するとともに、工事成績評定点を減点する場合がある。

4-16. 技術提案内容の変更に関する事項

- (1) 原則として、設計及び工事の段階において優先交渉権者が提出した技術提案の内容は変更不可とする。ただし、受注者の責によらない理由により、評価した項目の内容が履行不可能となった場合や、合理的な理由により受注者からの変更の協議があり、かつ、その変更内容が当初の提案内容を下回らないと認められた場合はこの限りではない。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 手続開始の公示の日から令和2年5月12日(火) 16時まで
 - ② 受付場所 上記1-6.「契約担当部署」のとおり
 - ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

- (2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html>

5-3. 見積の無効

競争参加希望者に対する指示書[22]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 設計業務：有
建設工事：有
「有」の場合は請負契約書第 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
- (2) 部分払 設計業務：無
建設工事：有
「有」の場合は請負契約書第 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

5-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

5-6. WTO に規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：有

5-7. 単品スライド条項の適用

設計業務：「無」

建設工事：請負契約書第 25 条 5 項について適用する。

5-8. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)または(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

5-9. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。
- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の

総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

5-10. 出資割合合意書の提出

特定 JV が優先交渉権者となった場合で、かつ複数構成員工事種別がある場合は、競争参加希望者に対する指示書[26]に示す契約書の作成と同時に、出資割合合意書を契約責任者宛て提出すること。

5-11. 建設工事に配置する技術者

建設工事の契約締結後、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置しなければならない。

また、専任の主任技術者又は監理技術者は、優先交渉権者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3か月以上の恒常的雇用関係にある者であること。

① 単体の場合

- 1) 主任技術者又は監理技術者が、本工事の施工部分の工事種別に対応する建設業法の許可業種（土木工事業、鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- 2) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。

なお、施工経験は同一の工事で有する必要はなく、同一の技術者がすべての施工経験を有する必要はない。また、施工経験における従事役職は問わない。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工経験として認める。

施工経験を有する者が現場代理人のみである場合は、その者は上記 1)に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。

同種工事 a コンクリート橋脚の工事

同種工事 b オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事

同種工事 c R C 床版橋（中空床版橋を含む）を架設した工事

同種工事 d P C (P R C) 橋を架設した工事

同種工事 e 鋼橋を架設した工事

同種工事 f 道路橋における下記の i) 又は ii) いずれかの施工実績

i) プレキャスト P C 床版又は場所打ち P C 床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ii) P C 上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

② 特定 JV を構成する場合

- 1) 主任技術者又は監理技術者が、本工事の施工部分の工事種別に対応する建設業法の許可業種（土木工事業、鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。この場合において、工事種別毎に配置される主任技術者又は監理技術者は、当該工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。また、各工事種別を複数の構成員で施工する場合は、当該工事種別を施工する構成員のうち、いずれかの構成員が主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であるこ

と。

- 2) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。

なお、施工経験は同一の工事で有する必要はなく、同一の技術者がすべての施工経験を有する必要はない。また、施工経験における従事役職は問わない。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工経験として認める。

施工経験を有する者が現場代理人のみである場合は、その者は上記 1) に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。

各工事種別を複数の構成員で施工する場合は、当該工事種別を施工する構成員のうち、いずれかの構成員に所属する技術者が施工経験を有していればよい。

- i) 土木工事を施工する構成員に所属する現場代理人、主任技術者又は監理技術者が下記の施工経験を有すること。

同種工事 a コンクリート橋脚の工事

同種工事 b オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事

同種工事 c R C 床版橋（中空床版橋を含む）を架設した工事

- ii) P C 橋上部工事を施工する構成員に所属する現場代理人、主任技術者又は監理技術者が下記の施工経験を有すること。

同種工事 d P C (P R C) 橋を架設した工事

- iii) 鋼橋上部工事を施工する構成員に所属する現場代理人、主任技術者又は監理技術者が下記の施工経験を有すること。

同種工事 e 鋼橋を架設した工事

- iv) 橋梁補修工事を施工する構成員に所属する現場代理人、主任技術者又は監理技術者が下記の施工経験を有すること。

同種工事 f 道路橋における下記の i) 又は ii) いずれかの施工実績

i) プレキャスト P C 床版又は場所打ち P C 床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ii) P C 上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

5-12. 設計業務成果品等の貸与

本工事は、「競争参加者に対する指示書」【7】②③に定める、閲覧の方法による資料の提示に代え、NEXCO 東日本が認める範囲で本工事に係わる設計業務成果品等を格納した D V D - R (以下「貸与用電子媒体」という。) を競争参加希望者に対し貸与する。

① 貸与用電子媒体に含まれる情報

- 1) 建設時設計報告書 : 工事 7 件、設計 13 件

- 2) 耐震補強設計報告書 : 工事 2 件、設計 6 件

- 3) 耐震補強工事図面 : 工事 5 件

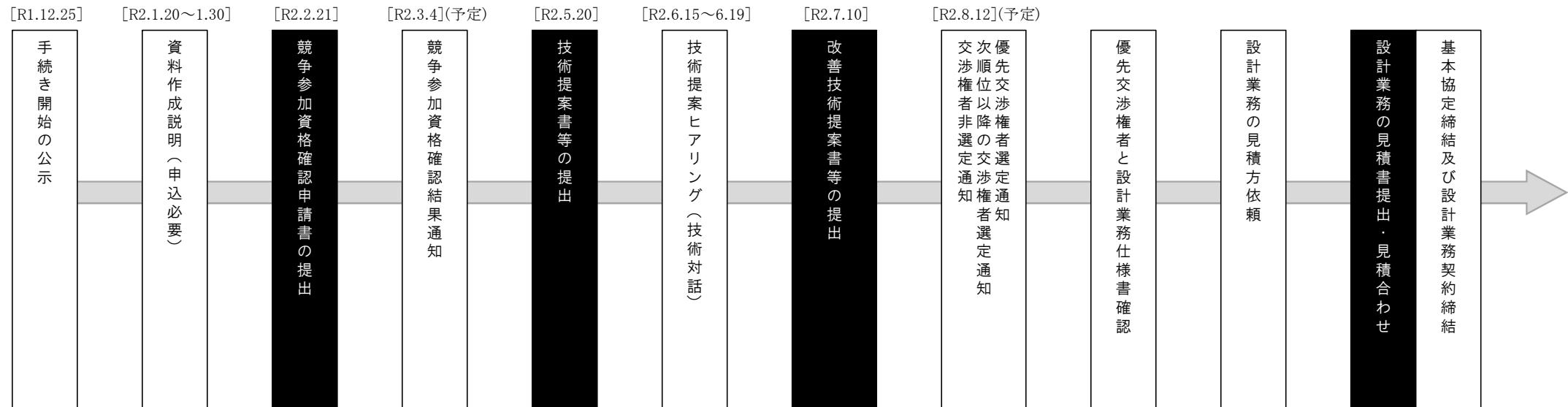
- ② 被貸与可能者 上記 4-2. 「参加資格」の条件をすべて満たす者で別添 3 「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること

- ③ 貸与方法等 上記 1-6. 「契約担当部署」へ、事前電話連絡後、別添 3「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。
- ④ 借用申込期限 競争参加資格確認申請書の提出期間の最終日の前営業日の 16 時まで。
- ⑤ 返却期限
- 1) 上記 3-3. に示す競争参加資格確認申請書未提出の場合は、競争参加資格確認申請書の提出期間の最終日から 1 週間以内
 - 2) 上記 3-4. 「競争参加資格の確認」において競争参加資格が無いものとされた場合は、競争参加資格確認結果通知日から 1 週間以内
 - 3) 上記 4-5. に示す技術提案書未提出の場合は、技術提案書の提出期間の最終日から 1 週間以内
 - 4) 技術提案書の評価の結果、「交渉権者として選定」又は「非選定」とされた場合は、交渉権者の選定又は非選定通知日から 1 週間以内。なお、交渉権者として選定された者が、上記 4-13. の手続きにおいて優先交渉権者とされた場合は、再度、貸与用電子媒体の貸与を受けることができるものとし、貸与方法等については優先交渉権者となった通知に合わせて通知する
 - 5) 技術提案書の評価の結果、「優先交渉権者」として選定された場合は、上記 4-11. に示す見積合せの日から 1 週間以内
- ⑥ 返却方法等 上記 1-6. 「契約担当部署」に持参又は郵送（書留郵便）の方法により、別添 3「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」1 部とともに返却する。
- ⑦ その他
- 1) 貸与用電子媒体は本工事に係る競争参加資格確認申請書、技術提案資料及び（参考）見積書作成以外の目的に使用してはならない。
 - 2) 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3) 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。
 - 4) 本工事の手続き開始の公示に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する発注者への質問等は行わない。また、本工事に係る設計業務の請負者等への問い合わせは行わない。
 - 5) 発注者が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記⑥により速やかにこれに応じなければならない。

以上

◇本工事における契約手続き流れ

《手続き開始の公示から優先交渉権者の選定、基本協定の締結及び設計業務契約締結》

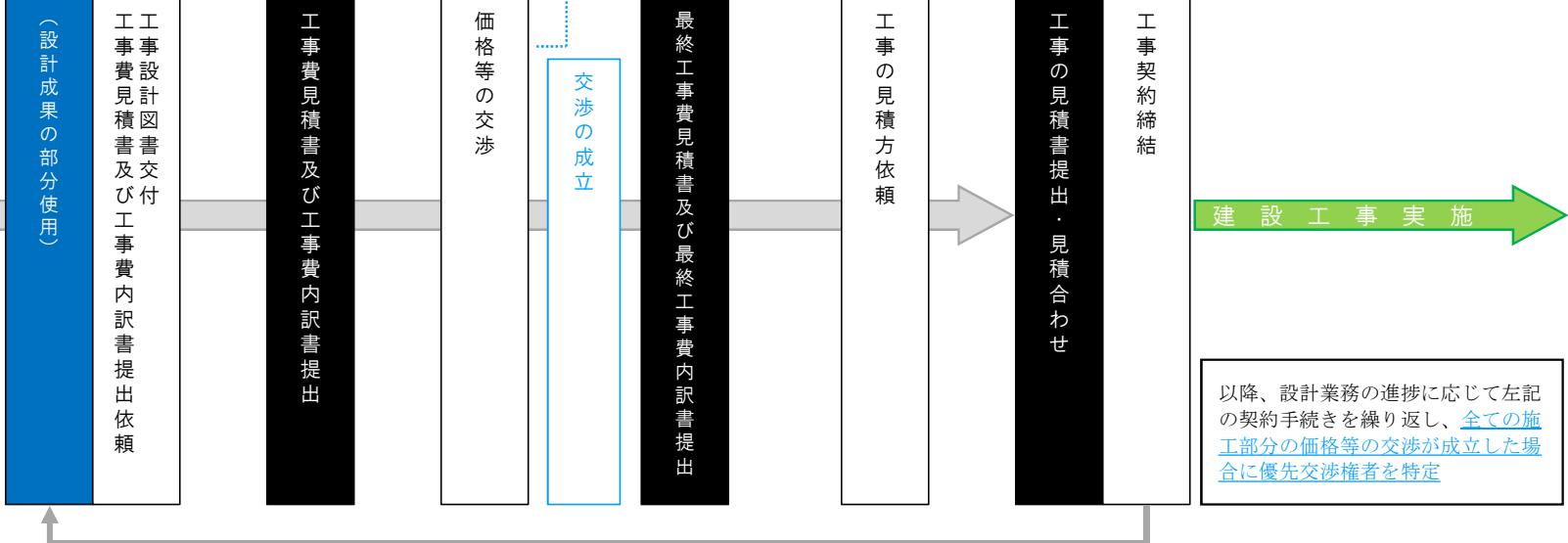


(交渉不成立の場合)

《建設工事に係る価格等の交渉及び工事契約締結》

設計業務実施

手続開始の公示 記2-1(2)②1イ～ハに示す施工部分ごとに、優先交渉権者との価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合は、その施工部分ごとに建設工事の契約を締結



(施工部分ごとに、優先交渉権者との価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合は、その施工部分ごとに建設工事の契約を締結)